



# かながわの青少年2013 (平成25年度版)

## 神奈川県青少年白書(概要版)



神奈川県観光協会提供(真鶴町岩海岸 流鏝馬)

この冊子は、青少年の健全な育成のために地域で活動される方々や関係機関のために作成した、神奈川県青少年白書「かながわの青少年2013」の概要版です。

神奈川の青少年の現状や県の青少年行政の主な施策についてご紹介しておりますので、日々の活動にお役立ていただければ幸いです。

神奈川県青少年白書の全文は、県ホームページのほか、

県政情報センター、各地域県政情報コーナーにおいてもご覧いただけます。

県ホームページ [かながわの青少年](#) [検索](#)

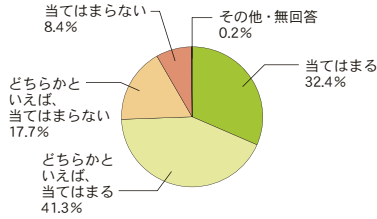


いいにゃクリエイター  
かにかお

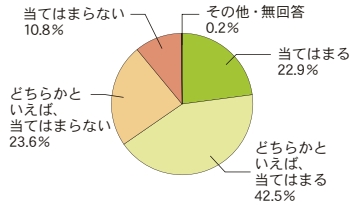
# 青少年の意識

○自分にはよいところがあると思いますか

小学生

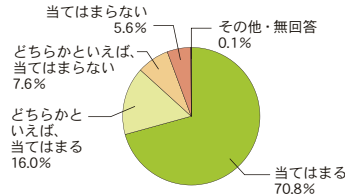


中学生

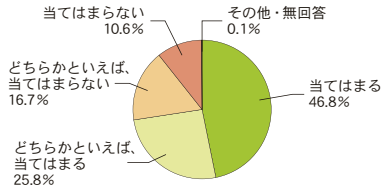


○将来の夢や目標を持っていますか

小学生



中学生



出典：平成25年全国学力・学習状況調査

【解説】

県内の小中学生に「自分のよいところがあると思いますか」と質問したところ小学生の26.1%、中学生の34.4%が否定する回答(当てはまらない・どちらかといえばあてはまらない)をしています。

「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対しては、小学生の13.2%、中学生の27.3%が否定しています。

# 大人の意識

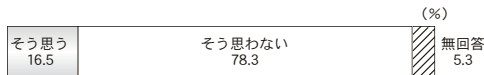
○青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きいですか。



○今後10年くらいの間に、地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっていると思いますか。



○今後10年くらいの間に、子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっていると思いますか。



出典：平成25年度神奈川県「県民ニーズ調査」(広報県民課)

【解説】

平成25年8～9月、県が行った意識調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きいですか」と回答した人が75.9%を占めています。一方、神奈川県の将来像については、「地域の大人が青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている」と答えた人は、12.3%に過ぎませんでした。

社会全体で青少年を守り、支え、育てましょう。



豆知識

青少年科学体験活動の推進



移動科学教室

子どもサイエンスフェスティバルや科学体験教室の開催、地域で活動する科学指導者の養成、インターネット科学館による科学情報の発信を行っています。(青少年課)

伝統芸能等普及振興



貴重な伝統芸能・民俗芸能に対する理解を深めるため、歌舞伎、人形浄瑠璃文楽、地芝居(農村歌舞伎)等を紹介する公演や「能・狂言教室」の開催、県立学校における相模人形芝居学校交流ワークショップ、小中学生を対象とした日本舞踊のワークショップを実施しています。(文化課)

シチズンシップ教育の推進

全ての県立高等学校及び中等教育学校において、キャリア教育の一環として、これからの社会を担う自立した社会人を育成することを目的に積極的に社会参加するための能力と態度を育成しています。(高校教育企画課)

県では、こんな取り組みをしています！

## 子どもの社会参画の推進

NPO、企業及び県が協働し、「特命子ども地域アクター」として養成した小学校高学年から高校生までの子どもをまちづくり現場へ派遣することにより、子どもの社会性を育み社会参画を進めています。(青少年課)



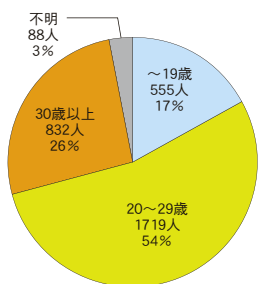
## 青少年支援・指導者の育成・支援

地域において青少年の体験学習を促進するために青少年指導員等の支援・指導者の育成や子ども会等の団体の活動支援を行っています。(青少年課)

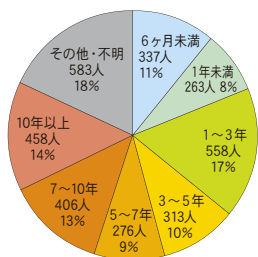


# ひきこもり

<ひきこもり本人の年齢分布>



<問題発生から相談にいたるまでの期間>



出典：青少年センター統計資料

**【解説】**

かながわ子ども・若者総合相談センターの電話相談の統計（平成16~24年度）では、ひきこもりに関する相談は3,194件で、相談全体（18,735件）の17%を占めています。内訳を見ると、年齢構成では、20歳代が半数以上を占め、30歳以上の相談者の割合も26%となっています。問題発生から相談に至るまでの経過年数は、1~3年が17%と多くなっていますが、5年、10年という年月を経て相談に至っている相談者も少なくありません。

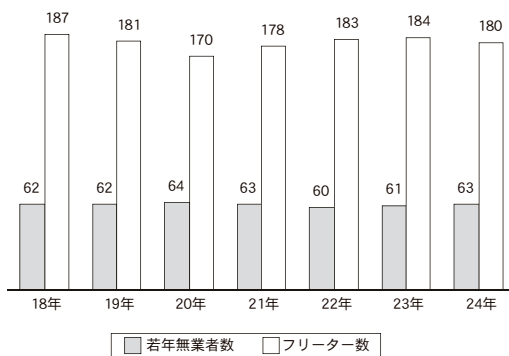
# 就労

**【解説】**

全国の若年無業者（ニート状態にある若者）の数は、平成24年は約63万人であり、若年人口2,733万人の約2.3%にあたります。年齢階級別にみると、25~29歳及び30~34歳がそれぞれ18万人と最も多く、ついで20~24歳が17万人となっています。

注）若年無業者：ここでは15~34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者としています。

<年齢階級別若年無業者数>



出典：労働力調査（総務省統計局）



**豆知識**

**ひきこもりの若者の推計数**

全国で  
約69万6,000人  
神奈川県で  
約5万3,000人

内閣府が平成22年に全国5,000人の若者を対象に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、家や自室に閉じこもって外に出ない若者のひきこもりの割合は1.79%、約69万6,000人と推計されました。その割合を基に県内のひきこもりの若者を推計すると約5万3,000人になります。（青少年課）

**ひきこもり支援サイト「ひき☆スタ」**

<http://hkst.gr.jp/>

このサイトでは、ひきこもりに悩む若者が社会に関心を持つきっかけとなるような場を提供しています。



**【主な内容】**  
☆ひきこもり経験者や支援者へのインタビュー  
☆県や支援団体からのお役立ち情報  
☆ツイッターによる情報発信 など



（青少年課）

- ひきこもりになってから、相談するまでに何年もかかっている人がたくさんいます。
- 若年者（15~34歳）の約2.3%が無業者です。
- どちらの場合も、少しでも早く相談していただくことが大切です。



**県では、こんな取り組みをしています！**

**かながわ子ども・若者総合相談センター**

子どもや若者が抱える様々な悩みについての一次相談窓口（電話相談、面接相談）で、専門的な支援が必要な場合は、より適切な県の専門機関や市町村、民間団体などを紹介します。

ひきこもり・不登校等の青少年や家族等からの相談に対しては、電話相談、面接相談、アウトリーチ等により、よりきめ細かく対応しています。

また、「県西部青少年サポート相談室」においても、青少年の多様な相談に対応しています。（青少年課）



**県西部地域若者サポートステーション**

ニート等の働くことに悩みを抱える若者の職業的自立のため、キャリアカウンセラーや臨床心理士などを配置し、一人ひとりにあった就労や進学等に向けたプログラムを作成し、自立への後押しをします。（青少年課）

**かながわ若者就職支援センター**

キャリアカウンセリングをはじめ、就職活動支援セミナーや就職情報・職業訓練情報の提供などを行い、若者の就職活動を支援しています。（雇用対策課）



# いじめ・暴力行為・不登校

## ■いじめの認知件数

(国公立小・中・高等・特別支援学校)

1位	鹿児島県	32,167件
2位	千葉県	21,028件
3位	東京都	12,341件
...		
8位	<b>神奈川県</b>	<b>7,364件</b>

※1,000人あたりの認知件数は、8.0件(全国28位)

## ■暴力行為の発生件数

(国公立小・中・高等学校)

1位	大阪府	9,058件
2位	<b>神奈川県</b>	<b>6,552件</b>
3位	千葉県	3,042件
4位	兵庫県	2,839件
5位	東京都	2,806件

※1,000人あたりの発生件数は、7.1件(全国4位)

## ■不登校の児童・生徒数

(国公立小・中・高等学校)

### 小・中学校

1位	東京都	9,259人
2位	大阪府	9,035人
3位	<b>神奈川県</b>	<b>8,829人</b>

※1,000人あたりの不登校生徒数12.4人(全国8位)

### 高等学校

1位	大阪府	7,765人
2位	東京都	5,581人
3位	<b>神奈川県</b>	<b>4,860人</b>

※1,000人あたりの不登校生徒数24.0人(全国4位)

出典：平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

### 【解説】

文部科学省が全国の小・中・高等学校等を対象に行った調査では、平成24年度中のいじめ認知件数(7,364件)は全国で8番目に多く、暴力行為発生件数(6,552件)は全国で2番目、そして不登校の小・中学生(8,829人)は全国で3番目に多くなっています。



## 豆知識

### 少年サポートチーム活動

学校、PTA、地域の大人、少年警察ボランティア、警察などが力を合わせて、不良行為や暴力行為、いじめなどで問題を抱えている学校や少年の立ち直りを支援する活動です。

校門での朝のあいさつ運動や美化活動など様々な活動を通して、学校と地域がつながり、これまでに、いくつもの学校が元気になっています。(県警少年育成課)

### かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ



子どもたちと家庭や地域の大人たちとの様々な交流の機会やコミュニケーションの機会を充実させ、子どもや大人、学校や地域全体が笑顔になることを目指して、県民の皆さんが力を合わせて取り組む県民運動です。

SMILEには、笑顔という意味とともにSupport(子どもの育ちを支援)、Magnet(地域や人のつながり)、Interest(子どもの育ちへの関心)、Life(いのちを守り、育む)、Enjoy(楽しみながら取り組む)の意味を含んでいます。(学校支援課)



- 本県の学校では、いじめ・暴力行為及び不登校の発生件数は、全国的にも高い水準で推移しています。
- 学校や地域に子どもの笑顔(SMILE)があふれるように、大人が子どもに関心を持ち、行動を起こすことが大切です。

いじめは嫌いだな



県では、こんな取組みをしています！

## スクールカウンセラーの配置

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等を「スクールカウンセラー」として政令指定都市を除く全公立中学校・県立高等学校拠点校56校・中等教育学校2校に配置するとともに、スクールカウンセラーへの助言・指導を行う「スーパーバイザー」を教育局に配置しています。

(子ども教育支援課・学校支援課)



## 不登校児童・生徒の支援

不登校児童・生徒のための居場所づくりを進めるフリースクール等と学校関係者による連携協議会を設置し、連携協力して不登校相談会、進路情報説明会などの事業を実施しています。

(子ども教育支援課)

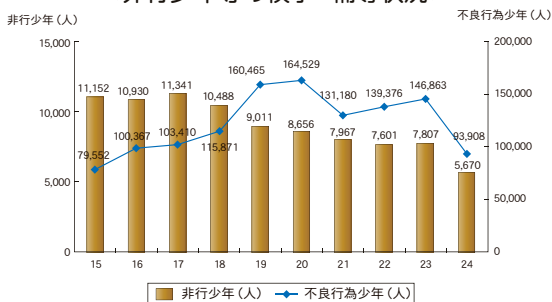


## 非行等

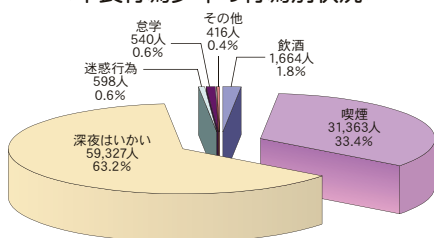
### 【解説】

- 平成24年中の県内の非行少年は、前年よりも2,137人(27.4%)減少して、5,670人でした。
- 平成24年中に不良行為少年として補導された少年は93,908人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年が96.6%を占めています。

### <非行少年等の検挙・補導状況>



### <不良行為少年の行為別状況>



出典：警察本部少年育成課資料

- 不良行為は、危険と隣り合わせ。小さな芽のうちに、しっかりと対応することが大切です。
- 一部の業者の利益優先主義と大人の享乐的な風潮などによって、少年にとって好ましくない環境が生み出されています。
- 大人が責任を持ち、地域ぐるみで少年を取り巻く環境の健全化に取り組むことが大切です。



県では、こんな取り組みをしています！

### 高校生による非行防止教室

高校生が講師となって、警察本部作製の紙芝居等を活用した非行防止教室を開催しています。幼児や小・中学生と一緒に社会のルールやきまりを学ぶ取り組みです。

(学校支援課・  
県警少年育成課)



### 有害図書類の指定

神奈川県青少年保護育成条例に基づいて、薬物の使用を推奨するような図書を有害図書類に指定し、青少年への販売等を禁止しています。

(青少年課)  
図書類14冊

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p588502.html>

### 匿名相談窓口

青少年が一人で悩まないように匿名で相談できる窓口があります。  
(薬務課)

[かながわの薬事情報](#) 検索

QRコード



## 薬物乱用

### 薬物乱用とは？

薬物乱用とは、社会的常識、特に医学的常識を逸脱して医薬品や脱法ハーブをはじめ麻薬や覚醒剤などの薬物を使用することです。

たとえ、1回使用しただけでも乱用にあたります。



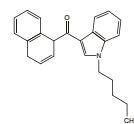
### なぜ、薬物乱用はいけないのか

- ・心と体の健康に悪い影響を及ぼす
- ・薬物の「依存性」により、自分の意志では止められなくなる
- ・凶悪な事件を起こす  
「脱法ハーブ」による死亡事故や第三者を巻き込む交通事故が相次ぎ発生しており、大きな社会問題となっています。

### 「脱法ハーブ」とは？

「合法ハーブ」、「お香」などと称し、「人体には摂取しないこと」と謳って、実際の使用方法を隠した形で、インターネットや繁華街などの店舗で販売されています。

脱法ハーブ = 植物片 + 薬物



一般的なハーブとは違い、乾燥させた植物片に危険な薬物が添加されたものです。

ハーブ以外に液体状のもの粉状のものもあります。それらを違法ドラッグと呼びます。

薬務課ツイッターアカウント @Kana\_yaku

### 薬物乱用防止のために!!

薬物乱用の危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わないことです。

自分の身を守るために!!

- ・はっきりと断る勇気
- ・危険な場所に近づかない
- ・逃げることも勇気です



### 豆知識

酒、たばこ購入時の年齢確認にご協力を!

<県青少年喫煙飲酒防止条例>



未成年者が、酒、たばこを容易に手に入れない社会環境づくりのため、青少年喫煙飲酒防止条例では、酒・たばこ販売店に、証明書による年齢確認を義務付けています。  
(青少年課)

深夜外出は保護者同伴でも原則禁止です!

<県青少年保護育成条例>

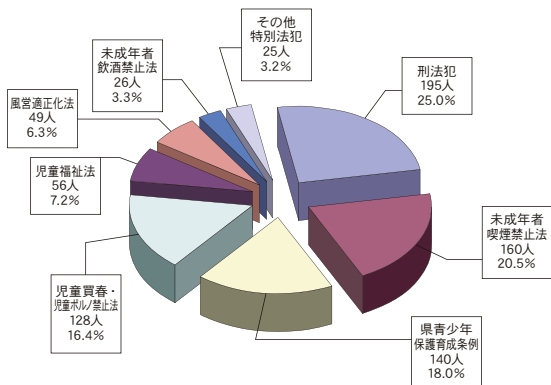
深夜(夜11時～朝4時)の外出は、青少年の生活習慣の乱れや健康への影響が心配されます。青少年だけで外出させないことはもちろん、保護者同伴でも外出しないようにしてください。  
(青少年課)

「脱法ハーブ」にダマされないで!

「合法」「脱法」というイメージから「安全」であるという誤解を招きやすく、実際は覚醒剤や大麻と同様の健康被害のおそれがあります。  
(薬務課)

# 犯罪被害

<福祉犯罪による被害少年の法令別状況>



**【解説】**

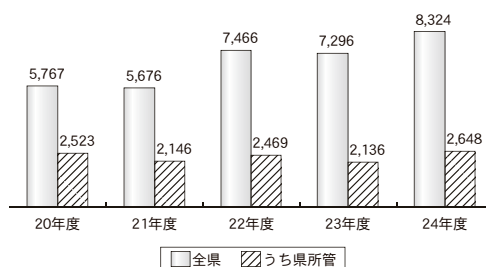
平成24年中に福祉犯罪の被害に遭った少年は779人となっています。法令別では、刑法犯が195人(25.0%) (うち強制わいせつが157人) に次いで、未成年者喫煙禁止法違反が160人(20.5%)、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が128人(16.4%)、県青少年保護育成条例違反が140人(18.0%)となっています。

出典：警察本部少年育成課資料



# 児童虐待

<児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移(件数)>



<内容別件数内訳>

区分	身体的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待	心理的虐待	総数
平成24年度	2,435件	2,286件	119件	3,484件	8,324件

出典：子ども家庭課

**【解説】**

平成24年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多となる8,324件でした。件数増加の要因として、警察からのDVによる虐待通告の増加と泣き声通報等の比較的軽微な段階での通告件数の増加があげられます。また、児童虐待に対する県民や関係機関の認識の高まり、全県的な広報啓発による通告義務や早期相談について周知されたことが大きな要因であると考えられます。



## 豆知識

### 福祉犯罪とは？

金銭や品物を渡し、児童に性的な行為をする児童買春や、風俗営業店で18歳未満の者に客の接待をさせるなどの犯罪です。少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を阻害するおそれがあります。(県警少年育成課)

### 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、県内の全市町村に設置され、関係機関が連携して児童虐待等への対応を行っています。関係機関は、児童福祉関係、保健医療関係、教育機関、警察・司法関係、人権擁護関係、NPO・ボランティア等です。(子ども家庭課)

### 児童虐待早期発見に関するチェックリスト

子ども、親、家庭の様子について、それぞれ「緊急的な支援を要するもの」「虐待を疑わせるもの」「虐待の視点を持つ必要があるもの」とチェック項目を示しています。「緊急な支援を要するもの」については、市町村、児童相談所へ通告してください。(子ども家庭課)



- 児童虐待の対策は、県や市町村、児童相談所、医療機関などが連携し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」を進めることが必要です。
- 虐待による死亡事案など深刻な被害を防ぐには、地域住民が協力し、兆候を見逃さないようにすることが大切です。

**県では、こんな取り組みをしています！**

### 少年補導活動

警察と少年補導員、学校関係者等が連携し、街頭補導活動を充実させ、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。(県警少年育成課)



少年補導員による深夜の補導活動

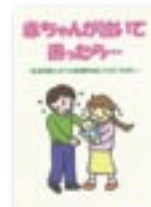
### 児童虐待の防止

児童虐待防止対策の緊急的な強化を図るため、児童相談所等における児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策強化のための広報啓発や人材養成、児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善などの取り組みを実施しています。(子ども家庭課)



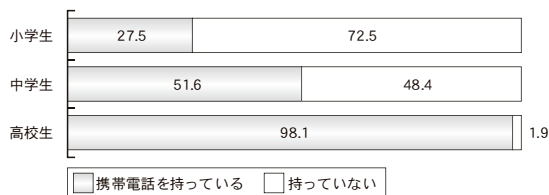
### 乳幼児揺さぶられ症候群リーフレットの作成

「赤ちゃんが泣いて困ったら…～乳幼児揺さぶられ症候群を起こさないために～」を作成・配布し、乳幼児揺さぶられ症候群の未然防止を図っています。(次世代育成課)

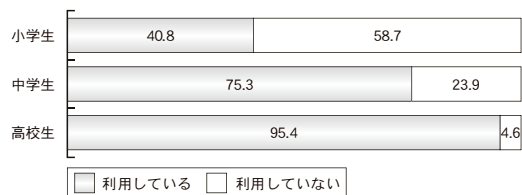


# 携帯電話

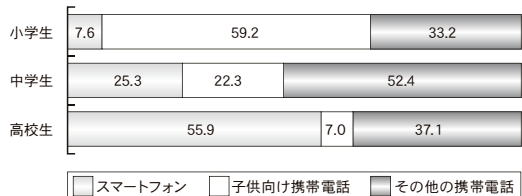
＜携帯電話の所有率(全国・青少年調査)＞



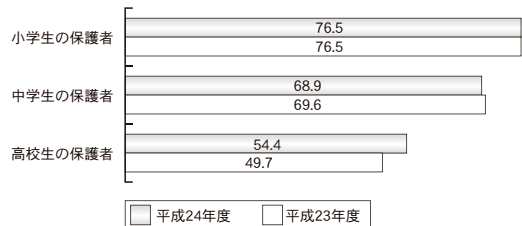
＜インターネットの利用率(全国・青少年調査)\*携帯電話＞



＜携帯電話の所有機種(全国・青少年調査)＞



＜携帯電話のフィルタリング利用率(全国・青少年調査)＞



出典：平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書(内閣府)

## 【解説】

平成24年11月に内閣府が全国の青少年3,000人、保護者3,000人を対象に意識調査を行った結果、携帯電話の所有は、小学生では27.5%、中学生では51.6%、高校生では98.1%で、青少年が所有する携帯電話のうちスマートフォンの占める割合は、小学生では7.6%、中学生では25.3%、高校生では55.9%となっています。

また、小学生の40.8%、中学生75.3%、高校生95.4%がインターネットを利用しています。

携帯電話におけるフィルタリング利用率は、小学生で76.5%、中学生で68.9%、高校生では54.4%でした。

- 携帯電話などから、インターネット上の有害情報に接することで、犯罪被害などに遭う事件が後を絶ちません。
- フィルタリングは、インターネット上の有害情報に接続できないようにする有効なシステムです。
- ネットトラブルを防止するには、青少年自身がインターネットを適切に活用する能力を身に付けることと保護者との使い方のルールを決めておくことが大切です。
- 保護者がすべき2つのこと
  - ① ブラウザ型のフィルタリングを入れましょう。
  - ② 「禁止⇒許可」をコミュニケーションのツールにしましょう。



## 県では、こんな取り組みをしています！

### フィルタリングの徹底

青少年保護育成条例では、18歳未満の青少年が使用する携帯電話へのフィルタリングの設定を義務付けており、原則として解除できません。(青少年課)



### 携帯電話教室

児童・生徒が携帯電話の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動(CSR)を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。(学校支援課)



### 携帯電話サイト「かながわモード」

携帯電話の安全・安心な使用のために、携帯電話の危険性を認識するページや代表的なトラブルへの対処法を案内するページなどから構成される携帯電話サイトを運営しています。(学校支援課)

QRコード



## 豆知識

青少年向けの携帯電話機の推奨制度



首都圏の9つの都・県・政令市が共同で、「有害サイトにアクセスできない」「深夜は利用できない」など青少年が安心して使用できる携帯電話機などの機種を推奨する制度を設けています。(青少年課)

スマートフォンやゲーム機にもフィルタリングを！

スマートフォンや携帯型ゲーム機から、無線LAN接続でインターネットを利用する場合も、フィルタリングを設定しましょう。(青少年課)

## 消費生活トラブル相談

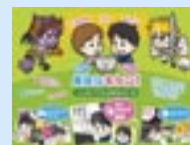
県ホームページに小学生を対象としたキッズページ及び中高生向けページを開設しています。(消費生活課)

「小学生向けページ」  
学ぼう！知ろう！  
身近な危険

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/kids/>

「中高生向けページ」  
こんなにある！身近な消費生活トラブル

[http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/soudanjirei/for\\_teenagers.html](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/soudanjirei/for_teenagers.html)



お気軽にご相談を！

# かながわ子ども・若者総合相談センター

(ひきこもり地域支援センター)

相談専用  
電話番号

## 045-242-8201

【時間】 9:00～12:00、13:00～16:00  
(月曜日と年末年始を除く)



青少年の悩み

どこに相談したらいいのか分からない

ひきこもり

家の外に出るのがつらい

不登校

しばらく学校に行っていない

非行

夜遊びが続いている

かながわ子ども・若者総合相談センターのほかにも、様々な専門相談の窓口があります。

児童相談所全国共通ダイヤル …… 児童虐待に関わる相談・通報  
相談専用電話 0570-064-000 <お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします>

こころの電話相談 …… こころの健康に関わる相談  
相談専用電話 0120-821-606 (県) <フリーダイヤル> <政令市の各精神保健福祉センターでも電話  
【受付時間】9:00～20:45(土・日・祝日・年末年始を除く) でも電話相談をおこなっています>

いじめ110番(教育相談センター) …… いじめについての相談  
相談専用電話 0466-81-8111 【受付時間】毎日、24時間受付

ユーステレホンコーナー(県警少年相談・保護センター) …… 非行・犯罪被害・いじめなどの相談  
相談専用電話 0120-45-7867<フリーダイヤル>、045-641-0045  
【受付時間】8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

発達障害支援センター かながわA …… 発達障害のある方の相談  
相談専用電話 0465-81-3717 【受付時間】月～金、8:30～17:15

かながわ若者就職支援センター …… 30歳代までの方の就業支援  
来所相談 【住所】横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル5階  
【問合せ】TEL:045-410-3357 / FAX:045-312-4306  
【開所】月～土、9:30～18:00

神奈川県西部地域若者サポートステーション …… 働くことに悩みを抱える15～39歳の  
方々の職業的自立支援  
来所相談 【住所】神奈川県小田原市城山1-6-32 Sビル2階  
【問合せ】TEL:0465-32-4115  
【利用時間】10:00～17:00(日・祝日・年末年始は休み)

**問い合わせ先** 神奈川県県民局次世代育成部青少年課企画グループ (電話 045-210-3840)

- 手紙で 〒231-8588 神奈川県県民局次世代育成部青少年課 (所在地は省略できます)  
※県の施設、市町村の窓口などにある「わたしの提案(神奈川県への提言)」の専用の封筒もご利用いただけます。  
この封筒をご利用の際には、封筒のあて先欄に「県民局次世代育成部青少年課」と明記してください。
- ファクシミリで 045-210-8841
- インターネットで 上記の青少年課のホームページのお問い合わせフォームをご利用いただけます。

